

那覇 MICE 受入推進事業
令和 7 年度 那覇 MICE 開催歓迎メニュー提供業務
業務委託仕様書

委託業務名

令和 7 年度 那覇 MICE 開催歓迎メニュー提供業務

1 業務目的

那覇市内で開催する MICE の主催者・参加者に対して那覇市の地域資源（那覇市泊漁港で水揚げされた、なはまぐろ（以下、「なはまぐろ」という。）や伝統芸能など）を活用した MICE 開催歓迎メニューの提供を行うことにより、那覇市開催による満足度向上及び地域資源の認知向上を目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から 2026（令和 8）年 3 月 13 日（金）まで

3 業務内容

- （1）開催歓迎メニュー「なはまぐろ PR」「那覇市伝統芸能演舞」の提供に必要な事前調整（主催者・提供者/演舞者・施設など）及びメニュー提供当日の運営管理を行うこと。詳細は以下のとおりとする。

ア 回数

契約金額の範囲内で次のとおり実施すること。

（ア）「なはまぐろ PR」：7 回以上

（イ）「那覇市伝統芸能演舞」：7 回以上

なお、実施回数が上記の回数から減少した場合、本業務の委託料は実績に応じた金額を支払うものとする。

イ 場所

原則として那覇市内の宿泊施設・会議施設等で行われる会場にて実施する。

ウ メニュー毎の業務内容

「なはまぐろ PR」

（ア）主催者が希望する施設と試食用なはまぐろ提供に関する事前調整を行うこと。

（イ）MICE 参加者に対して、なはまぐろの認知度向上・消費拡大に向けて PR を行うために主催者と事前調整を行うこと。PR の方法は以下の【PR 実施方法】の通りとし、内容については事前に主催者と調整すること。なお、委託者へ実施内容を確認してから実施すること。

【PR 実施内容】

会場内でのアナウンス

（司会から会場の参加者に向けてなはまぐろの特徴・魅力をアナウンス）

会場での紹介用バナー設置

（なはまぐろ紹介用バナーを、参加者が確認しやすい位置に設置する）

なはまぐろ PR 映像の放映

（なはまぐろ PR 映像を、会場内に簡易モニター設置するなど放映する）

- （ウ） 那覇市がメニュー提供を決定した施設等（以下、「実施施設」という。）へ、なはまぐろを納品する。
- （エ） 1 回のメニュー提供につき、マグロは試食品（2 切れ/食程度）を 300 食上限として用意すること。時期によりマグロの仕入れ値に変動があるため、一人当たりの数量を調整するなど、委託料の範囲内で実施すること。
- （オ） 仕入れ・納品に必要な費用は、受託者が負担する（委託料に含める）こと。
- （カ） 試食に必要な消耗品（醤油、箸、お皿等）は受託者が負担する（委託料に含める）こと。なお、施設側から提供が可能な場合、それらを活用することは妨げない。

「那覇市伝統芸能演舞」

- （ア） 主催者が希望する施設と伝統芸能演舞に関する事前調整を行うこと。
- （イ） 参加者に対して、那覇市伝統芸能の紹介、PR を行うよう主催者と事前調整を行うこと。PR の方法として、司会等から参加者に対してなはまぐろの紹介を行うなど、主催者と調整すること。
- （ウ） 参加者の印象に残る演舞、那覇市・沖縄の伝統芸能演舞を行うこと。歓迎メニュー提供当日の出演者数については、演舞の魅力、迫力を参加者等に伝えるため一定程度の人数を確保すること。
- （エ） 1 回の実施に掛かる費用は同程度になるよう調整することを前提に、可能な限り主催者の希望に応えられるよう演出等を工夫すること。

エ 費用上限

1 回あたりの実施費用の上限は次のとおりとする。

「なはまぐろ PR」 : 20 万円 / 回

「那覇市伝統芸能演舞」: 10 万円 / 回（20 分程度）

オ 提供者・演舞者

「なはまぐろ PR」

提供者は日常的になはまぐろの仕入れを行っている仲卸業者へ依頼すること。また、調達や配送・納品等については、受託者が責任をもって提供者と調整すること。

「那覇市伝統芸能演武」

演舞者は、プロ、アマチュアを問わないが、十分な経験を持った団体に依頼すること。また、那覇市の無形文化遺産の保存・継承や観光業界の人材育成に貢献する考えから、なるべく地域団体（小中学生）等に出演する機会を与えるようにすること。

カ 中止について

台風、洪水、地震その他の天災地変、その他の不可抗力により催事の中止が判断された際に、すでにメニュー提供に係る費用が発生している場合は、契約単価の 100% の範囲内で委託者と協議の上、精算額を定めるものとする。

キ 実施報告書の作成について

メニュー提供の状況について、実施報告書を作成し委託者へ報告すること。実施報告書には、メニュー提供の実施状況やメニュー提供に要した費用、見学している参加者等の写真、見学者数等を記載することとし、様式及び報告方法については委託者と協議のうえ決定する。

ク その他（包括的事項）

（ア） 演舞等に必要な音響設備等は主催者が手配する実施施設の設備を利用すること。
なお、受託者所有の音響設備を持ち込み対応することを妨げないが、事前に実施施設と調整を行うこと。

（イ） PR に必要な資料等は、必要に応じて委託者が所有する PR ポスターやパンフレットなどを貸与又は提供する。貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。

（２） コングレスバッグの作成・提供

那覇市内で開催される MICE への参加者へ配布するコングレスバッグを作成。バッグは那覇市の魅力をアピールする装飾デザインとすること。

予定枚数：1,400 枚

印 刷：シルク印刷仕上、片面 1 色

素 材：コットン

サ イ ズ：W250mm×H320mm×マチ 100mm

4 成果物

本業務の成果として、以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

- （１） 本業務実績報告書（実施報告書の内容含む）：1 部、電子データ 1 式
- （２） メニュー提供時の写真データを保存した CD 等 1 式
- （３） その他委託者が指定するもの

5 委託者との調整

本業務を遂行するに当たっては、委託者との調整を行う責任者を明らかにし、進捗状況を適宜報告して調整を行うこと。また、次の各号について、遵守すること。

（１） 資料提出の協力について

本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金（以下、「一括交付金」という。）を活用する予定であり、交付金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は契約終了後であっても求めに対して資料の提出及び説明等に応じること。

- (2) 業務委託期間中に想定される事態に対応する体制をとること。
- (3) その他、本業務の実施に際し、委託者の要請に速やかに応じること。

6 成果の帰属及び秘密の保持

- (1) 本業務により得られた成果物、著作権は、原則として委託者に帰属する。
- (2) 本件業務で取得した全ての財産は原則、委託者へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた全ての知的財産権は、委託者へ帰属する。

(2) 秘密の保持

ア 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 その他

(1) 関係書類の保存

本業務の実施に係る一切の経費（仕入費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額に含む。また、経費支出における見積書、契約書、納品書、請求書等の支出関連帳票は、委託者からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。なお、経費支出については、一括交付金の制度対象とならない場合があることから、疑義のある場合は、事前に委託者に照会すること。

(2) 対象経費

本事業に係る対象経費は、以下のとおりです。

ア 事業費

本業務の実施に係る一切経費（賃金、会場使用料、ほか必要経費）は事業費に含みます。受託者が支払う賃金等の、消費税が含まれていないものについては、その額を事業費として計上し、消耗品費等の既に消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上してください。

イ 一般管理費

一般管理費は、事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なものについて認めるものです。

積算は、

一般管理費＝直接経費（人件費＋事業費）×一般管理費率（10%以内）

により算出してください。

ウ 消費税及び地方消費税

委託契約は一般に消費税法上役務の契約に該当し、原則として経費全体が消費税及び地方消費税の課税対象となるため、事業に要した経費は税抜き額で計上し、その後、事業費と一般管理費の合計額に消費税率10%分を加算するものとします。

ただし、受託者が消費税法上の免税事業者である場合はこの限りではありません。

なお、消費税の計算につき、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨ててください。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じてその都度、委託者及び受託者の協議の上、決定する。

以上